

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>

5/30 都労委調査報告 < JAL 事件 > 第 14 回

会社、「業務委託は、3 労組に同日提案(昨年 6/23)した」と主張を譲らず

5月30日、東京都労働委員会において、JAL 不当労働行為事件（団交拒否/不誠実交渉、組合間差別）の調査がありました。昨年、JAL は争議解決案として「業務委託契約」を提案しましたが、JHU に対しては社内 2 労組と差別的扱いを行いました。これは、組合間差別を禁じた労組法 7 条 3 号（支配介入）に該当する不当労働行為にあたることから、JHU は都労委に救済を申立てました。

今回、JAL から反論書面が出されました。また、組合は ILO166 号勧告（整理解雇者の優先雇用）をめぐる会社の不誠実交渉の本質を解明した第 10 準備書面を提出しました。



「業務委託契約」提案における差別扱いの経緯

- 2022/6/21 株主総会で赤坂社長が解雇争議について、「社内 2 労組とは、この問題の收拾に向けて、今解決に向けた方向で進んでいる」と発言
- 2022/6/23 会社主張：乗員組合、キャビンクルーユニオン、JHU に「業務委託契約」を提案
- 2022/7/ 8 乗員組合が「解雇争議終結の終結」の組合方針決定
- 2022/7/13 キャビンクルーユニオンが「業務委託の合意」と「解雇争議の終結」の合意書締結
- 2022/7/15 「業務委託」について、JHU と初めての事務折衝

指宿弁護士が会社主張に対し発言

会社から 6/23 交渉の録音データと反訳が証拠提出された。仮に会社の主張通りであっても、「業務委託」の発言は 2 箇所しかない。12 年半にわたる争議で初めて「業務委託」を提案するなら、しっかりと説明があっただけで済むべき。組合の録音データと比較検討した上で、反論書面を提出したい。

上条弁護士が「(申立人) 第 10 準備書面」について補足説明

1982 年 6 月に ILO 国際労働総会で、再雇用に係る優先権を明記した ILO166 号勧告案が、日本の政府代表・使用者代表・労働者代表も賛成し、圧倒的多数で採択された。2022 年 4 月・5 月の団交で、会社が被解雇者の復職を認めず、「新規採用としてマッチングを行う」という態度を示したことについて、JHU が「ILO166 号勧告に合致しているという認識か」と問うと、「分からない」「答えられない」と回答。更に「ILO166 号勧告を守らないでいいとは言っていない。我々の考えでやっている」とあたかも遵守する意思があるような虚偽回答をした。不誠実団交の本質を示している。

次回調査日 7 月 7 日 (金) : 国交省事件 13 : 30 ~、JAL 事件 14 : 30 ~